

意 見 書

平成28年1月/2日

法務大臣 岩城光英 殿

一般社団法人日本子ども虐待防止学会

理事長 奥山眞紀



現在、貴大臣所管の法制審議会刑事法（性犯罪関連）部会において、性犯罪の罰則等に関し審議がなされておりますが、これに対し、下記のとおり意見を申し上げます。

当法人は、平成8年に設立された、わが国で子ども虐待防止を中心テーマとする唯一の学会です。約2800名に及ぶ会員は、医師、臨床心理士、保健師、看護師、教員、地方自治体の子ども福祉関係職員、児童福祉施設職員、弁護士等の多職種から構成され、その大多数は子ども虐待問題を研究対象にしているか、もしくは臨床的に取り組んでいるものです。

下記意見は、子ども虐待を取り扱う専門家の意見を反映するものと思料いたしますので、ぜひご参考にしていただきたくお願いいたします。

記

第1 諒問第101号添付の要綱（骨子）（以下、要綱骨子案）第1について

1 性差の解消と性交類似行為の追加

賛成である。

性的加害行為を受けた男児は、要保護児童の中にも見られるところであり、それによる心身および性の発達への悪影響は女児に対するそれと変わらないものと考えられる。また、性的志向に伴う差別を解消していくという観点からも、性差の解消や一定の性交類似行為を強姦罪の構成要件として追加することは、適切であると考える。

2 いわゆる性交同意年齢

年齢を引き上げるべきである。

検討会においても議論されたように、年齢引き上げに関しては中学生間の性交を強姦罪として処断することになるなど懸念があることは事実であるが、一方で、そもそも13歳未満とする合理的なデータがあるわけではないと思われるここと、13歳以上の子どもであっても身近な人が加害者であるため子どもが性被害であること自体を理解できない事例や抵抗できない事例が少なくないこと、児童福祉の現場感覚では低すぎると感じられること、いくつかの法律において15歳を基準としていること（養子縁組について定める民法797条1項、親権に関する

る審判事件における子の意見陳述について定める家事事件手続法169条1項など)などに照らすと、概ね15歳未満とすることが適當であると思われる。

第2 要綱骨子案第3(監護者による類型の新設)について

賛成である。

子どもを監護する者が当該子に対して性的加害行為が行おうとする場合、依存関係にある子どもは監護者との関係を壊すことをおそれ、抵抗しにくい状況に置かれるものであるから、暴行脅迫がなくても意に反してかかる行為が実行されやすいものと考えられる。また、「影響力を行使して」の立証には課題がないではないが、監護、被監護の関係にあれば、事実関係から多くの場合、立証可能であるものと考えられる。なお、現に監護する者としては、児童福祉施設の長や里親等が含まれることは論を待たないが、児童福祉施設職員も含まれるべきことを付言しておきたい。

第3 要綱骨子案第4(非親告罪化)について

賛成である。

賛成の理由は、検討会の取りまとめ報告書に積極意見の根拠として述べられているところと同様である。

ただし、刑事手続において子どもの利益が害されないよう、捜査段階を含む刑事手続において子どもをしっかりとサポートする仕組みを導入するとともに、司法面接(被害確認面接、協同面接などと呼ばれることがある。)を活用することなどが求められる。

第4 公訴時効の停止

要綱骨子案には公訴時効の停止が盛り込まれていないが、これについては必要である。

確かに、非親告罪とすれば、被害者が告訴をするかどうか決断がつかないまま時効期間を徒過してしまうという問題はある程度解決できると思われるが、特に年少の被害者の場合、そもそも羞恥心や恐怖心などから被害を打ち明けるかどうかの決断がつかず公訴時効が経過してしまうおそれは残ると思われ、依然として公訴時効の停止を導入する意味は大きいものと考えられる。

具体的には、被害者が未成年の間に実行された性犯罪については、被害者が成年に達するまで公訴時効が進行しないものとすることが考えられる。

以上